

令和3年度第1回動物愛護推進協議会議 会議録

議題（1）さいたま市動物愛護推進協議会について

【今泉委員】

動物愛護推進協議会の重要な役割の一つに動物愛護推進委員さんの支援がありますが、推進委員さんが現場で感じておられる要望やお困りごとが協議会に伝わってこない現状があります。できれば、本協議会にさいたま市の推進委員さんにもご参加いただいて、忌憚のないご意見をいただくことをご提案いたします。

【さいたま市】

ご提案ありがとうございます。動物愛護推進員の参加について検討してまいります。

【岡井委員】

今期もさいたま市の動物愛護管理行政及び推進員支援に役立てるよう微力ではありますが意見交換させていただきますので、よろしくお願い致します。

【西村委員】

さいたま市では避難所におけるペット対応を具体的にどのようにされているのでしょうか

【さいたま市】

本市では、避難所担当職員向けに「避難所におけるペット対応マニュアル」を制定しており、ペット対応について定めております。

本市の指定避難所は、全てペット同行避難を受け入れます。各避難所は予め玄関、ピロティ（軒下）、空き教室、倉庫、テントなどのペット飼養スペースを設定します。避難所では人の区画とペットの区画は分け、ペットの区画では原則として飼い主が持ち込むケージやキャリーバッグで飼育します。ブルーシート等は各避難所で備蓄されています。

避難所では、ペットの世話は飼い主自身が行います。大規模災害で避難者が多い場合は飼い主の会を結成し協力して世話や清掃を行います。避難所からの退出時には飼い主が清掃等を行い原状回復して退出します。本市の指定避難所は小中学校が多いため、児童生徒のアレルギーも含め、退出後の衛生を確保する必要があり、飼い主も被災者であるものの意識をもって管理していただきたいと考えております。ただし、過去の事例では退出タイミングが飼い主ごとに異なることもあり、清掃等是一个の課題となっております。

【望月委員】

対面形式の会議が開催出来、皆様にお目にかかれることを願っています。

議題（２）会長、副会長の互選について

- ・互選の結果、下記のとおり決定しました。

会 長 今泉 友子 委員

副会長 岡井 早苗 委員

議題（３）令和３年度動物愛護推進員の委嘱について

- ・意見はありませんでした。

議題（４）令和２年度動物愛護推進員の活動状況について

【今泉委員】

コロナ禍の制約が多い中で、活動していただいたことに感謝したいと思います。

【岡井委員】

収容犬の性格診断については、犬に関する有資格者が行っているのでしょうか。教えてください。

【さいたま市】

収容犬の性格診断につきましては、大宮国際動物専門学校のカニグトレーニング科の教員の皆様が動物愛護推進員として活動されています。教員の皆様は犬の訓練等に関する民間資格を保有されています。当協議会の松本委員も活動されています。

【川上委員】

収容犬の性格診断についてその内容と目的について教えてください

【さいたま市】

動物愛護ふれあいセンターに収容される犬のほとんどが迷子犬で、以前の飼育状況が不明のため、短期間ではどのような性格の犬であるのかを判断するのが非常に難しい部分があります。そこで、専門知識を有する動物愛護推進員が1頭につき数時間、場合によっては数回をかけて犬とふれあい、その性格的特徴を把握し、書面及び口頭で動物愛護ふれあいセンター職員に助言していただいております。職員はその助言を共有するとともにセンターにおける飼育管理や譲渡に役立てております。

【松本委員】

動物愛護推進員の活動としてセンター収容犬の性格診断を行わせていただいておりますが、譲渡を希望される方々から聞かれる質問にはどのような内容のものが多いのかご教示願いたい。(その質問に回答する上で少しでも有益となるような診断をするための参考にさせていただきます)

【さいたま市】

譲渡希望者からの質問としては、吠えや攻撃性など一般的に問題行動とされる行動の有無や程度に関する質問と、トイレの質問が多いと認識しております。その他では飼育は屋内と屋外がどちらがよいか、留守番に耐えられるか、散歩や遊びなどどのようなスキンシップが望ましいかなど、希望者のライフスタイルとの相性に関する質問も多く寄せられます。犬の性格に大きな問題がない場合でも飼い主のライフスタイルとの相性もありますので、希望者と犬の年齢、体力も含め、相性の良い組み合わせとなるよう配慮しております。

【望月委員】

思い通りに動けない状況での活動、ありがとうございました。

議題（5）令和2年度動物愛護ふれあいセンターの事業概要について

【今泉委員】

コロナ禍の中でも、犬猫の譲渡などきちんと成果を残されていることに感服いたしました。

さいたま市のセンターさんの業務が全国的に見ても高いレベルにあることは存じています。

特に多頭飼育者対策と第一種取扱業者対策について、市民には見えないところで困難な業務に取り組まれているかと思えます。

プライバシー保護の観点から公表できないこともあるかと思いますが、取組み後の結果を件数にして事業概要の中で報告なさってはいかがでしょうか

(立入検査の結果、指導〇件、勧告〇件、命令〇件のように)。

特に業者に対する苦情相談件数が令和2年度にも500件を超えていることを鑑みると、取組みを行なっていることをある程度、市民に伝えていくことも必要だろうと思われま

【さいたま市】

ご提案をありがとうございます。勧告、命令の件数、立入検査で多い不適事項など、個人、事業者が特定されない情報であれば、事業概要に掲載することも可能かと存じますので検討してまいります。

【岡井委員】

事業概要について、特に意見ございません

動物愛護法の改正による数値規制等のチェック及び管理は、動物取扱業の登録業務においてどのように行われているのでしょうか。参考までに教えてください。

【さいたま市】

法改正後は新規・更新申請時にケージの大きさ等を図面で示していただいております。立入検査時に活用しています。立入検査では実際の大きさ等を確認し、不適であればその場で立入検査票による改善指導を行い、後日改善報告を受けます。改善が十分でない場合は勧告、命令と段階的にレベルが上がります。コロナ下ではありますが犬猫の繁殖業を中心に積極的な立入検査に努めてまいります。

【川上委員】

マイクロチップのデータ登録について、国として一元管理がされていないと聞いております。現状と今後の見通しについて、飼い主に注意喚起するべきではありませんか？

【さいたま市】

マイクロチップに登録する情報は飼い主から国の指定登録機関に届け出られ、各登録機関のデータは最終的に国のデータベースで一元管理されると伺っておりますが、国の登録を受けない民間団体が独自のデータベースを構築することは妨げられておりません。ただし、このような独自データベースはメリットが少なくあまり普及しないと考えております。法施行前に複数の民間団体が保有しているデータベース情報については、将来的に国のデータベースに一元化されることを期待しております。

今後、令和4年6月のマイクロチップ装着義務化に向け、国よりマイクロチップに関する普及啓発物が発行されるものと承知しておりますので、市報、ホームページ、民間との啓発

協力等、効果的な市民周知のありかたを検討してまいります。

【西村委員】

動物との共生社会づくりという観点から、ペットを飼育していない人に向けた啓発活動は行っていますか？（あるいは行う予定がありますか）。

【さいたま市】

現在、動物愛護ふれあいセンターでは主に飼い主に対するマナーや法令遵守等の啓発活動を行っているところです。一方で、委員御指摘のとおり人と動物の共生社会には、飼い主以外の方のご理解、ご協力も必要であると認識しております。

動物を飼っていない方の立場は動物が好き、苦手、関心がないなど様々です。動物愛護管理行政では、得てして動物の素晴らしさばかりが強調され、動物が好きでない方に歩み寄りを期待する風潮があるように思われますが、動物が好きでない方の立場も対等なものとして尊重されるべきであると考えております。

ペットを飼育していない方への啓発活動については本市でも検討課題ですが、ぜひ当協議会においても議題として協議していただければ幸いです。

【望月委員】

フェスティバル他ふれあい事業中止は残念でした。
再開を願っております。

【さいたま市】

本市では、市長を本部長、局長級を本部員とした、「さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部」を設置し、その中で市全体のイベントの方針を決定しております。動物ふれあい事業は動物愛護ふれあいセンターの中心事業であり、一日も早く再開できるよう、対策本部の指示を踏まえつつ、事業再開のための感染予防対策を検討してまいります。